

## 入厩検疫要項

日本馬術連の予防接種実施要項に従います。

### 1. 馬の健康手帳の保持

入厩する際は、馬名・性別・年齢・特徴及び所有者を記載した「馬の健康手帳」を必ず携帯してください。また、予防接種の実施後は、実施獣医師より、実施年月日・ワクチン業者名・ロットナンバー・製造年月日及び獣医師名等を漏れなく記載して頂いてください。

### 2. 馬インフルエンザ予防接種

[1]基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから21日以上2カ月以内に2回目のワクチン接種を行い、それ以降6カ月+21日以内に補強接種を受けてください。

[2]基礎接種(2回目)から2週間を経過していない馬及び補強接種から1週間を経過していない馬は競技会場に入厩することはできません。

附則:馬インフルエンザの予防接種については、2021年4月1日以前に基礎接種として2週間以上2カ月以内の間隔で2回接種し、それ以降1年以内に補強接種を実施し、本要項施行以降は本要項にそって補強接種を実施していれば、競技に参加することができます。

### 3. 輸入検疫証明書について

着地検疫中の馬は入厩できません。

[1]新たに海外から輸入した馬は、輸入検疫開放日から3カ月間は着地検疫期間となり、管轄施設外へ移動できません。

[2]海外遠征から帰国した馬は、相手国や出国期間等の条件によって、着地検疫期間が異なります。動物検疫所及び所轄の家畜保健衛所の指示にしたがってください。

(注意)輸入検疫証明書の写しは、馬の健康手帳に必ず添付してください。

※上記文中の「2週間から」とは接種日と同じ曜日からを「〇カ月」「1年」とは日数に関わらず同じ日付を意味します。